令和6年4月1日制定

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下 「障害者優先調達推進法」という。)」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等 からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、本町における障害者優先調達 の一層の推進を図る。

- 2 若狭町による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向 本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向に ついては、次のとおりとする。
 - (1) 分野を限定することなく調達を推進すること。
 - (2)調達に関する他の施策等との調和を図ること。
- 3 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設 等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項
 - (1)障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めること。

なお、具体的には、次のとおりとする。

①物品

- ・啓発用品類
- ·日用品類(軍手等)
- ・食品類(会議用弁当・茶、土産用菓子等)
- ・農産物類(米、果実等)
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な物品

②役務

- ・印刷物類(冊子、パンフレット、名刺等)
- ・施設等の屋内外清掃
- ・その他障害者就労施設等が提供可能な役務
- (2) 予算の適正な使用等に留意しつつ、随意契約を活用する場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めること。
- (3) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めること。
- (4) 地域の障害者就労施設等への発注に努めること。

- 4 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項
- (1)調達方針の作成における留意事項
 - ①原則として、町に属する全ての所属に適用すること。
 - ②毎年度、調達目標を設定すること。 本年度目標額10,160千円
- (2) 調達実績の概要の取りまとめおよび公表の方法等
 - ①福祉課長は、調達実績の概要を取りまとめ、わかりやすい形で公表すること。